

アメリカにおける死刑事件の誤判(三)

ヒューゴー・アダム・ベドロー・マイケル・L・ラドウレット

池田秀彦(訳)

目次

- 一 序論
- 二 方法論
- 三 「死刑に処せられる可能性のある事件」の概念(以上二十三卷一号)
- 四 誤判の概念
- 五 誤判の証拠(以上二十三卷二・三号)
- 六 誤判の原因
- 七 誤判の発見
- 八 無実の者の処刑(以上本号)
- 九 誤判と死刑の廃止(以下次号)
- 一〇 誤判の危険
- 一一 改善策

六 誤判の原因

誤判の原因は、広範で多様である。被告人は有罪である、との確信がないにもかかわらず警察官と検察官が被告人の有罪を獲得する決定をした点にこれを求めることができる場合がある。当局の側での職務上の不注意の結果である場合もある。誰もが犯しうる善意の誤りの産物の場合もある。それぞれの類型の多くの場合においては、私達が、陪審員として法廷に提出された証拠だけを見たならば被告人を有罪と評決したのであろう。

表6において、我々の目録に収められている事件を主要な四つのカテゴリーに分類した。即ち、(1)審理前に警察官によってもたらされた誤謬 (2)審理前にまたは審理中に検察官によってもたらされた誤謬 (3)被告人に不利な証言をし、または宣誓供述書による証言 (deposition) を行う証人によってもたらされた誤謬 (4)被告人に対する手続に入り込む他の種々の原因。事件のほぼ一〇%において、これらの誤謬の類型のうち少なくとも三つのものが併存していることが記録上判明する。記録が徹底的に精査されたうえ報告されたわずかな事件を通して、こうした誤謬が発生する構造やそれが第一審裁判所での評決に影響を及ぼす構造について研究することが可能となる。

ここでこの種の詳細な情報を提供するつもりはない。事件目録を通して確認できる主要な原因のそれぞれについて、簡単に説明すれば十分であろう。

若干の例においては、説得力のある証拠により被告人が「フレーム・アップ」としか説明できないものの被害者であることがわかる。最も悪名高い事件のいくつか——例えば、一九一五年のヒル (Joe Hill) 事件や一九一六年のムーニー・ビルングズ (Mooney-Billings) 事件——は、今世紀の早い時期に労働組合のオルガナイザーと雇用者との間で行われた決戦の一部であった。ムーニーとビルングズは、最終的に身の潔白が証明され、釈放されたが、ヒルは

表6 誤った有罪の原因

誤謬の類型	事件数
1. 警察官の犯した誤謬	82
A. 強制されたまたは他の虚偽の自白	49
B. 職務上の不注意	11
C. 他の、熱意のあまりなされた警察の行動	22
2. 検察官の犯した誤謬	50
A. 無実を証明する証拠の隠蔽	35
B. 他の、熱意のあまりなされた訴追活動	15
3. 証人の犯した誤謬	193
A. 目撃証言の誤り	56
B. 検察側証人の偽証	117
C. 信用できないまたは誤った検察側証人の証言	20
4. 他の誤謬	209
A. 判断を誤らせる状況証拠	30
B. 弁護人の無能	10
C. 裁判所による、無実を証明する証拠の許容性の否定	7
D. アリバイ証拠の不十分な考慮	45
E. 死因についての誤った判定	16
F. 虚偽のアリバイまたは被告人による虚りの有罪の答弁	17
G. 社会的憤激によって要求された有罪	70
H. 不明	14

1回カウントされた事件数：198（すべての「不明の」事件をふくむ）

2回カウントされた事件数：120

3回カウントされた事件数：32

処刑された。既に言及した他の二つの有名な事件——サッコ・バンゼッテイ (Sacco-Vanzetti) 事件⁽²⁸⁾とハウプトマン (Hauptmann) 事件——においては、有罪の宣告、死刑の言渡、そして処刑には、それぞれ多くの人物がかかわっており、おそらく、ヒル事件やピリングズ事件においてなされたような方法で組織的に「フレーム・アップ」されたわけではないであろう。誤謬が意識的に警察官若しくは検察官によって或いは両者によってもたらされた、他のあまり知られていない事件のなかには、裁判の不正の程度がヒル事件やムーニー||ピリングズ事件の場合と同じくらいひどかったものがあるかもしれない。

警察官の行った、明白に不正な行動は、私達の確認した誤謬のほぼ四分の

一に達し、そして多分驚くべきことではないが、その多くは自白の強制であった。四九件（一四％）において、後に、自白が強制されたことが明らかとなったとはいえ、被告人の自白は、その有罪において重要な役割を果たした。虚偽の自白に基づいて無実の者が有罪となったと思われる事件は、警察官が「拷問」(third degree)の方法を用いたものからあまり残酷な戦術を用いなかったものまで多岐にわたる。

一九七六年のウィルキンソン (Wilkinson) 事件は、最悪の戦術の例である。結局、フィラデルフィアの警察官数人が、被告人を「残酷かつ違法に」虐待したかどで有罪となった。当の被告人は、放火で多数人を殺害したかどで有罪となったが、真犯人が自白して幸運にも刑の宣告前に釈放された。別の例として、一九五八年のカッシム (Kassin) 事件がある。これは、検察官がカッシムの片言の英語の意味を取り違えたことが判明して、この被告人の七年間の刑務所生活に終止符が打たれた。(この間に、別の男性が自白した)。多少なりともより典型的なのは、一九五四年のウォーカー (Walker) 事件である。ウォーカーは、第一級謀殺で終身刑を宣告された後に、自白が不任意であったとして上訴した。審理の後、裁判所は、不任意ではないとの判断を下した。しかし、数年後、ある新聞の調査の結果、この裁判所の判断が間違っていることが判明し、ウォーカーは、釈放された——十八年間、服役生活を送った後に。さらに、一九五九年のシェイ (Shea) 事件においては、シェイの自殺の衝動に加えて警察官が彼についた嘘および彼に弁護士を依頼させなかったことが虚偽の自白をもたらし、さらに罪を犯していない者を殺人で誤って有罪とする事態を招いた。

もちろん、警察官は、これ以外にも無実の者を有罪とするために不当な影響力を行使する場合がある。典型的には、重要証人への不当な影響力の行使を介して行われる。一九二四年に、ハーディー (Hardy) は、主としてある証人の不利な証言に基づいて有罪となった。しかし、当該証人は、彼に有利な証言をしようとしたけれども、警察官に脅迫されてそれを思い止まったことが後に判明した。一九六一年にクラーク (Clark)、ホール (Hall) およびカイケンダー

ル (Kuykendall) は、謀殺につき有罪となり、終身刑を宣告された。一年後、彼らに不利な証言をした女性の重要証人は、法廷での証言が虚偽であったことを認めた。この女性によれば当該虚偽証言は、この三人の被告人が事件にかかわっていたと証言すれば、彼女自身の別の犯罪に対して警察官が寛大な処置を講ずることを約束したことに応じてなされた。我々の事件目録に収められているうちの二二件において、このタイプの、警察による不適当な行動が誤った有罪をもたらすのに寄与した。

警察官の不正な行動によってではなく、警察官の過誤が、悲劇的な結末をもたらすことがある。一九七一年にニューヨーク州でジャクソン (Edmond Jackson) は、二件の殺人につき有罪となり、終身刑を宣告された。しかし、その後、裁判所は、信用できない目撃証言以外には、証拠が法廷に提出されていないことを理由に彼の釈放を命じた。加えて、控訴審は、警察官によるその犯罪の全捜査が「不完全であり不注意である」と非難した。裁判官は、ジャクソンの釈放を命ずるに当たって、「死刑が絶対刑であったならば、この事件での状況はどうだっただろうか、と考える」とぞっとする⁽¹²⁵⁾と述べた。二十年前に、同じくニューヨーク州で、レイラ (Camilio Leyra) は、(被告人の釈放を命じた裁判所の言葉によれば)「被告人を犯罪、ことに殺人のような重大な犯罪で起訴する前に、必ず行わなければならない慎重で集中的な捜査活動」を警察官が怠ったために有罪となった⁽¹²⁶⁾。

単なる職務上の不注意以上の責任が警察官に問われることがある。即ち、例えば、一九七四年のティップス (Delbert Tibbs) 事件に関して我々は、この結論に達した。一九八二年に、かつてこの事件を担当した検察官は、フロリダ州の警察官が「初めから汚れている」と知っていた証拠に依拠してティップスを逮捕したことを公然と非難した⁽¹²⁷⁾。特に憂慮すべき警察権の濫用の例は、かつてフロリダ州で起こった事件に見い出すことができる。一九四五年に、黒人のアンダーソン (William Anderson) は、白人女性の強姦につき有罪となり、上級審の審理を受けることなく処刑された。この事件に関する知事の手紙には、現地の保安官からの手紙がある。この手紙では、迅速な処

刑が懇願され、また文中に、「私は、支援組織が結成される前に、本件で特別な配慮が払われることに感謝するであろう」という件がある¹²⁸。しかし、まず第一に、この重罪が行われなかったのはほぼ間違いない。即ち、明らかに被害者と被告人との性的関係は合意によるものであった。

職務上の不注意によるにせよ、不正行為によるにせよ、誤謬の責任が検察官にあることが時折ある。この種の誤謬は、私達の誤判目録のなかの五〇件において無実の者を有罪とすること——またなかには、死刑判決やその執行を確保することにおいて重要な役割を果たした。記録上、典型的なものは、検察官による被告人に有利な証拠の隠蔽である。これには、証人が事件についての被告人側の主張を一部裏付け得るといふ情報を被告人側に知らせないという形態のものも含まれる。この種の例としては、一九三八年のカパトス (Thomas Kapatoss) 事件や一九四一年のホフナー (Louis Hoffner) 事件がある。これ以外の隠蔽の形態には、検察側の重要証人の証言を疑わしめたり、弾劾するような証拠を法廷に提出しないという形態がある。一九七一年のメイナード (Maynard) 事件や一九七五年のサントス (De Los Santos) 事件がそうである。今世紀において最も悪名高い死刑事件の中には、証拠を組織的に隠蔽したという驚くべき事例がある (ムーニー || ビリングズ事件、サッコ || バンゼッテイ事件およびハウプトマン事件)。これらの事件に関する研究書は、その内容を詳細に伝える¹²⁹。

検察官が熱意のあまり採用する戦術は、被告人に有利な証拠の隠蔽に限られない。検察官が捏造した証拠を提出したりすることも時にはある。一九三三年のフィッシャー (Fisher) 事件がこの例である。フィッシャーは、主に、証拠として提出された拳銃に基づいて有罪となり、自由刑を宣告された。しかし、検察官は、その拳銃を発砲したのは被告人でないことを知っていた。不公正にも、警察官と検察官が被告人側に有利となる可能性のある証人の信用性を損なおうとすることもある。一九八一年のロビンソン (Robinson) 事件がこの例である。

我々の誤判目録の三五〇の事件のなかで著しく多い誤判原因は、証人による誤謬である。半分以上の事件 (一九三二)

がこの種の誤りを含んでいた。この種の誤謬と他の誤謬とが併存することもあったが、多くの場合、それは、誤った有罪の主要なまたは唯一の原因であった。三分の一の事件（一一七）において、証人の誤った証言は、実際のところ偽証であった¹³⁰。この種の不正な行為は、時と場所の如何を問わず存在する。これについては、よく知られているし、その数も多いので、ここで詳細に説明する必要はないであろう。一九八〇年のロバートソン (Robertson) 事件において、被告人は、死刑を法定刑にもつ法律により審理されることを避けるために虚偽の証言を提出することに合意した共同被告人の偽証がもとで有罪の宣告を受けた。無実の被告人が有罪となり、死刑の言渡をうける原因となった、被告人に不利な証言をした重要証人が実は殺人の真犯人であることが判明したこともあった。一九八二年のカーター (Carter) 事件においては、無実の男性が前妻の証言により有罪となったが、結局、彼女が殺人の真犯人であることが後に分かった。二年後、カーターが釈放されたとき、彼の弁護士は「ニューヨーク州に死刑があったならばこの気の毒な男に何が起こったかは神のみぞ知る¹³¹、と述べた。真摯になされた、目撃証言の誤りは、五六件において重要な役割を果した¹³²。そのなかの一件では、被害者の妻は、当該被告人が夜、ベッドルームで自分の夫を殺すのを見たと言った（しかし後日誤りであることが判明した）。無実の被告人は、辛うじて処刑を免れた。

しかし、誤判の原因は、必ずしも、当局の側での不正な行為や職務上の不注意あるいは真摯になされた目撃証言の誤りに限られない。判断に困難な情況証拠がもとで検察官や裁判所の判断が誤ることがしばしばある。これが要因となった事件は三〇件ある。このうちおそらく最も悪名高い事件は、一九五四年のシェパード (Sheppard) 事件¹³³であるが、これは、主に情況証拠による（と共に被告人のアリバイがはっきりしなかったことによる）。しかし、情況証拠は、あまり知られていない多くの事件においても誤判の要因となっている。一九一九年のリーパン (Rippan) 事件では、被告人は、弾道試験の結果、致命傷を与えた弾丸が彼の所持する拳銃から発射されたものではないことが証明されて最終的に釈放された。被告人が警察官に妻の殺害されたことを通報したところ、犯罪の情況に基づいて重要な

容疑者とされた事件が二件ある。また、一九七四年、ジャクソン (Sergeant Jackson) は、所持していた財布が被害者の物と誤解されて、殺人につき有罪となった。同年、リーベイラー (Antonio Rivera) とウォルポール (Merla Walpole) は、自分達の娘を殺害したかどで有罪となった。というのも、この子供が行方不明となり、少女の白骨死体が以前彼らの住んでいた家の近くの墓で見付かったからである。一九七九年に、ウィルソン (Shelia Wilson) は、ケンタッキー州での殺人について有罪となったが、その理由は、被害者が殺されたときにその場に居合わせたためであった。彼女は、愚かにもこの事実を警察に隠そうとした。このどちらの事件においても、情況証拠が決め手となって無実の者が有罪となった。

一六の事件では、死因についての誤った判定が無実の者を殺人で有罪とする上で主要な要因となった。実際には、自殺または事故であったにもかかわらず誤った判定により、無実の被告人 (典型的には、死者の配偶者または子供) が殺人で有罪となった事件がある。これは、一九四五年に、スミス (Grace Smith) の身に起ったことであり、これ以前にも数件ある (我々の目録のなかでは、一九二二年のマクファーランド (MacFarland) 事件が最初である)。別の事件では、被告人は、妻の殺害で有罪となったが、その後、証拠により死の原因は、事故によるもの——妻が拳銃で自殺しようとするのを被告人が止めようとした際に、拳銃が暴発したもの——であることが判明した。また、死因は、自然死であったが、喧嘩または事件の後に死亡したため、生存者が謀殺の罪で起訴され、陪審が有罪とした事件もなかにはある。

同様に少ないとはいえ、無実の被告人が自発的に、しかも熱心に自白したが偽りであったという事件が憂慮すべき数 (一七件) ある。偽りの自白が精神疾患の所産であった場合もある。被告人が死刑を宣告される危険を回避するために偽りの自白をし、有罪の答弁をしたのではないかと思われる事件もある。二件においては、被告人は、酩酊していたため自分のしたことを覚えておらず、警察の取調を受けて直ぐに自白した。真相が信じがたいほど奇妙な事件も

若干ある。即ち、冗談のつもりで警察に偽りの自白をした被告人もいる。また、不倫の関係を知られたくないために、殺人について虚偽の自白をした被告人もいる。さらに、ガールフレンドに印象づけるために謀殺について偽りの自白をし、有罪となった後に、偽りの自白をすれば、有罪となり得ることを証明するために、さらに別の殺人について偽りの自白をした——そして二度目も、有罪になった——被告人もいる。

時には、犯罪に対する社会の怒りが死刑事件での被告人に対する刑事手続をリンチに近いものにし、裁判がカンガルー・コート（裁判の形をとったリンチ）になることがある。例えば、アーカンサス州のイレイン（Elaine）での一九一九年の人種暴動事件の場合がこれに当たる。実際のところ、謀殺で有罪となった五一人の被告人（そのうち、二人には、死刑が言い渡された）の誰人についても不利な証拠はなかった。他の悪名高い例としては、今世紀における最も有名な死刑事件の一つがある。この事件では、九人の青年即ち「スコッツボロの少年達」(The Scottsboro Boys) が一九三二年にアラバマ州で強姦につき有罪となり、一人を除く全員に死刑が言渡された。同年、オクラホマ州で同じことがホリンス（Jess Hollins）の身に起った。また、一九四九年にフロリダ州でグリーンリー（Charles Greenlee）、アーン（Walter Irvin）、シヤード（Samuel Shepherd）が巻き込まれた、いわゆる「グロブランド」(Groveland) 事件も同じである。これらすべての事例において、被害者が白人であることと白人優越主義が——刑事司法制度を白人が支配していることも手伝って——無実の黒人の被告人の有罪と死刑の宣告をもたらした。最後に、少数の事件（一四件）においては情報が乏しく、誤判の原因に関して推測するには、その基礎が十分でない。

注

(123) note 3 *supra* 参照。
 (124) N. Y. Times, Dec. 23, 1978, at 24, col. 3.

- (125) *Id.*
- (126) *People v. Leyra*, 1 N. Y. 2d 199, 210, 134 N. E. 2d 475, 481, 151 N. Y. S. 2d 658, 666 (1956).
- (127) *McClory, Justice for Mr. Tibbs, Reader* (Chicago), Feb. 11, 1983, at 25, col. 3
- (128) ブrownアッド (Brownard) 郡の保安官マリック (W. Clark) からウィギントン (J. Wigginton) へ宛った手紙 (一九四五年四月九日付)
- (129) 例えば、次のもの参照。L. KENNEDY, *supra* note 113; A. SCADUTO, *supra* note 113. F. RUSSELL, SACCO AND VANZETTI: THE CASE RESOLVED (1986) を W. YOUNG & D. KAISER, POSTMORTEM: NEW EVIDENCE IN THE CASE OF SACCO AND VANZETTI (1985) と比較せよ。
- (130) 今世紀の早い時期に、幾つかの州(アリゾナ、カリフォルニア、マイダホ、モンタナ、テキサス、バーモント)では、無実の被告人が有罪とされたうえ処刑された死刑事件の裁判で偽証したことを理由に有罪となった者に対する刑罰として死刑を法定した。Savitz, *supra* note 52, at 358 参照。表6で死刑にあたる若しくは死刑に処せられる可能性のある事件において偽証のあった事件として引用する一一七の事件のうち、九件以外は、そのような死刑を定めた法律をもたない州で発生した。例外の九件は、すべてカリフォルニア州の事件であった(一九一六年のムーニー・ピリングタス、一九二八年のガービー・レシャー・ローエン、一九三三年のドュートリン、一九三六年のプライト・プライト、一九四七年のウッドマンシー)。
- (131) N. Y. Times, Jan. 19, 1984, at B9, col. 1.
- (132) ハフ、ラトナーおよびサーガリンは「アメリカにおいて誤判を招く最も重要な要因は……目撃証人の誤った証言である」と主張する。Huff, Rattner & Sargarin, *supra* note 12, at 524. 次のものも参照。Gross, *Loss of Innocence: Eyewitness Identification and Proof of Guilt*, 16 J. JEGAL STUD. 395 (1987); E. BORCHARD, *supra* note 20, at xiii. 目撃証人の証言をめぐる一般的問題の議論については「EYEWITNESS TESTIMONY: PSYCHOLOGICAL PERSPECTIVES (G. Wells & Loftus eds. 1984) 参照。
- 目撃証人の誤った証言が(或いは他のどのような要因にしろそれが)最も一般的な誤判原因であるということを証明するためには、我々に入手できない証拠が必要となる。このような証明のためには、代表的な事件での有罪判決が依拠した多様な証拠を類別し、誤った目撃証言がそれだけで、或いは他の要素と相俟って陪審が被告人を有罪とするに至る原因となった事件数を確定する必要がある。その際、誤謬率は、誤った目撃証言の数を目撃証人の証言が有罪獲得において重要な要因となった事件数で割ることによって求められ得るであろう。我々の資料は、この率に関して被除数だけを提示するのであって、除数を提示するものではない。

表6の示すように、我々の目録に収められている事件のなかで誤判原因としての検察側証人による偽証(一一七件)は、その次に重要な要因(目撃証人の証言(五六件)、強制による若しくは虚偽の自白(四九件))に比して二倍の件数ある。ポーチャード(Borchard)は、彼の調べた誤判事件の四五%において誤った目撃証言が誤判の要因であったと報告する。Borchard, *supra* note 20 at xiii. 我々の事例では、これが誤判の要因となったのは、一六%であった。我々の調査結果と、誤った目撃証言が最も重要な誤判原因であるとする研究者の調査結果とが一致しない理由の説明は、容易ではない。一つの可能性として考えられるのは、一般的なサンプリングの相違である。例えば、ポーチャードの報告する事例は、我々の目録に収められている事件とほんの僅かしか重なり合わない。彼の事例も我々の事例もあまり多くはないし、どちらも全ての誤判事件の全母集団を真に代表しているとは思われないから、単なるサンプリングの相違がその結果の違いを説明するということは、十分にありうる。第二の可能性として考えられるのは、死刑に処せられる可能性のある事件では、他の重罪事件以上に共犯者以外には目撃者のいない傾向があるということである。この種の犯罪に関して逮捕された共犯者は、他の重罪事件に関して逮捕された共犯者よりも偽証の誘惑に駆られ易い。というのは、他の重罪事件では、共犯者は、死刑若しくは終身刑の危険にさらされていないからである。一九八二年のカーター(Carter)事件に見られるように、人に罪を着せる虚偽の証言も嫌疑を真犯人からそらすのに寄与する。第三の、そして最も重要な可能性は、ポーチャードのサンプルにおける目撃証人の誤った証言の主要な出所は、犯罪の被害者であるというポーチャードの考察に由来する。もちろん、この種の誤った目撃証言は、我々の目録の中の三二六件、即ち九三%の場合のように犯罪が殺人である場合にはあまり可能性はない。これは、殺人事件では被害者が死ぬ前に犯人を特定する場合にだけ起こりうるからである。

(133) note 39 *supra* および本文参照。

七 誤判の発見

被告人が有罪となった後に、最終的に誤りが明らかになったこれら全ての事件において、その発見をもたらしたのは、主として誰だったのであろうか。被告人の名前しか挙げられない事例はない。例外なく、被告人は、他人の協力を必要とした。協力者の身元に関して、データの示すところでは、誤判の発見に貢献した人々は刑事司法制度や一般

表7 誤判の発見に功績のあった者

個人の立場	事件数
被害者と思われた者	7
真犯人	47
証人	17
警察官または検察官	16
裁判官	6
州の行政官	15
被告人の弁護士	57
家族または友人	8
市民	16
ジャーナリストまたは作家	37
「コート・オブ・ラスト・リゾート」	12
関与者不明、明らかに無関係、または確認不可能	134

1 回カウントした事件数：328（全ての「不明な」事件を含む）

2 回カウントした事件数：22

社会において共通の地位を占めていない。

表7の示すように、七件において被害者と思われた人が生存していることがわかった。より正確に言えば、実際には行われなかった謀殺につき罪のない者が有罪となったことを知っている者によって、または偶然に「被害者」が生きていることが突き止められた。一九〇九年のライアンズ (Lyons) 事件では、友人の執念と機知により「被害者」が発見された。一九一四年のウィルソン (Bill Wilson) 事件では、被告人の弁護士が他の州で暮らしている「被害者」を発見した。一九二八年のバトラーとイェルダー (Louise Butler and George Yelder) 事件では、被告人らが謀殺で有罪となり、終身刑を宣告されてから二ヶ月後に「被害者」の所在が突き止められた。注意を要するのは、この種の事件は、稀であるというだけではなく、既に過去のものであるということである。一九七四年の二件以外は、今世紀の初めの二、三十年代のものである。

犯罪行為はなかったという事実が判明したことにより、誤って有罪とされた被告人が釈放されることになった事件の数(二〇)は、表7には記載されていない。この点に関して、謀殺の場合と強姦の場合とは明確に違う。二四の強姦事件のうち一

三件では、そもそも強姦行為はなかったので、いかなる「被害者」も存在しなかったことが証拠により立証された。一九三一年のスコツポロ事件は、この種の事件であり、無実の被告人九人が巻き込まれた。第一審の裁判の後に「被害者」の一人が合意の有無に拘わりなく、そもそも性的行為がなかったことを認めたこともあって、彼らの容疑は晴れた。残りの四件では、全て、スコツポロの場合と同様に、被告人は黒人で告発した女性は白人である。そして証拠は、実際に性的関係があったとしても、合意に基づくものであったことを示している。これら一三件の疑似強姦事件の全てにおいて、被告人の第一審での有罪は、「被害者」の重要証言に基づいていた。

犯罪の行われなかったことが立証される場合と並んで、おそらく極めて説得力ある誤判の発覚は、真犯人が介在する場合に起こる。この種の事例は、四七ある。我々の目録にある最も古い時期のものから比較的最近のものに至るまで、僅かではあるが、真犯人が死の間際に自白した事例がある。真犯人と無実の者が共同被告人となり、そしてこの真犯人が自白して、無実の者の罪が晴れた事例が若干ある。関係の無い者が誤って有罪となった事件に関して、既に別の事件で服役中の者がその犯行を認め、そしてこの自白が真実であることが証明された事件も僅かではあるが存在する。別の事件で逮捕された犯人の自白がきっかけとなって無実の者が釈放された事例もある。また少なくとも一つの事件での実話は、極めて奇妙である。即ち、白人の婦人が顔を黒く塗ったうえで、夫の愛人を殺害した。一人の黒人がこの殺人のかどで処刑され、そしてその四年後に彼女は、自白した。

一九八二年のホウルブルックとラカー (Holbrook and Rucker) 事件のように、証人が後に証言を取り消したり、訂正した事件も若干ある(一七件)。また、同様に、黙して語らなかつた証人が後に申し出て、被告人とは別の者たちが事件に関係があると述べたり、真犯人を特定したり、謀殺を犯したのは、有罪になった者ではなく、自分の夫であることを認めたりした事件もある。後に証人が偽証を認めたり、被告人が不当に共同被告人を巻き添えにしたことを認めた事件もある。さらに、証人が裁判後になした被告人のアリバイを認める証言や、謀殺に用いられた拳銃は有罪

となった被告人のものではないことを証明する証言が、被告人の汚名をそそぐ重要な新情報を提供することになった事件もある。最初の裁判で証言することを妨害された証人が後の裁判で被告人の無罪と釈放をもたらす証言をした事件も一件ある。

一二件においては、刑事司法にかかわる者が、被告人の無実の証明に重要な役割を果たした。このなかには、第一審裁判官が自ら進んで行動した事例も少数ある。一九二一年のジョンソン (John Johnson) 事件、一九二六年のバargas (Vargas) 事件および一九七三年のブローディー (Broady) 事件がそうである。一六件においては、無実の被告人が釈放されたのは、彼を逮捕した警察官や起訴した検察官の収集した、被告人に有利な証拠のおかげである。無実の者の汚名を晴らす、こうした当局による努力は、特に、注目と称賛に値する。これは、三五〇の事件のなかで、その対極にある、捜査機関が無実の者に罪を負わせようと企てる事件と同じくらいの件数がある。当局が時として安易に無実の被告人に「罪を着せ」ようとすることを批判するがあまりに、こうした称賛すべき事例を見過ごしてはならない。

さらに、一五の事件では——そのすべてがかなり古いものであるが——州の公務員（刑務所長、知事、或いは仮釈放審査委員会のメンバー）が決定的な役割を果たした。一九〇六年のケンドルとビカーズ (Kendall and Vickers) 事件においては、知事の行った調査の結果、無実の被告人が釈放された。一九一六年のブランソン (Branson) 事件（とミシガン州の二つの事件、即ち一九一九年のプレボウ (Prevost) 事件と一九五四年のペチョー (Pecho) 事件）においては、州の仮釈放審査委員会がイニシアティブを取った。ニューヨーク州の幾つかの事件では、刑務所長の発言が被告人の処刑は誤っていたとの我々の信念を支える主要な証言である。比較的新しい事例としては、一九五〇年に有罪となったベイリー (Robert Bailey) の汚名が完全にそそがれた事例があるが、これは、ウェスト・バージニア州の刑務所長の抱いた疑念、即ち、処刑の予定されている男性は本当に罪を犯したのだろうか、との疑問がきっかけ

けとなったものである。

我々の調べた事件のうち、割合の大きいのは——一六% (五七件) ——被告人の弁護士の執拗な努力の結果、誤りが明確になった事件である。こうした弁護士の取り組みについては、被告人に死刑の宣告された多くの有名な事件において詳細に語られている。そうした事件は、その地域で或いは全国的に知られた結果、弁護士の功績も記憶に残っている。(一九五六年の二つの事件、即ちフォスター (Foster) 事件とミラー (Miller) 事件におけるように) 後日、被告人の弁護士が、依頼者の汚名をそぐうえで果たした役割について執筆した例もある。しかし、他の多くの事件にあっては、被告人の弁護士の活動は、あまり知られていないし、ハード・カバーの本のなかで語られるどのような華々しい功績も、(一九二八年のガービー、レシヤ、ロウアン (Garvey, Leshner, and Rohan) 事件、一九四六年のカマーチョ (Kamacho) 事件および一九七八年のフェイ (Fay) 事件におけるように) その依頼者にとっての最終的な成功まで証明するものではない。被告人の弁護士が有罪判決後に無報酬で自発的に、何年もの間活動することがある。一九二〇年代の二つの事件 (ストリック (Storick) 事件とハリス (Harris) 事件) と一九三〇年代の三つの事件 (ファウラーとピュー (Fowler and Pugh) 事件とクラーク (Clark) 事件) の場合がそうである。これら五人の無実の被告人のうち、一人は十三年間服役後死去し、残り四人は、平均二十四年間服役後に汚名が晴れた。

注目に値するのは、最終的に誤りが判明した多くの事件において、被告人の弁護士やその調査員が依頼者の有罪を阻止できなかったということである。それぞれの事件にまつわる話しは、微妙に異なっており、また多くは、知られていないけれども、記録の示すところでは、被告人の弁護士自身が依頼者の無実を信じていなかったという事例も幾つかある。依頼者の有罪・無罪に関する被告人の弁護士の考えはともかくとして、これらのほとんどの事件において弁護の継続のための資金は、極めて不十分であり、裁判そのものが一旦終わると、弁護士は、自腹を切ったうえ、手のあいてるときでなければ、調査を継続することはできなかった。⁽¹⁰⁴⁾

八件において、被告人の家族（例えば、一九二四年のハーディー (Hardy) 事件では妹）や誠実な友人（一九二八年のカーター (Carter) 事件）若しくは被告人のラビ (Rabbi)（一九三二年のグロス (Gross) 事件）が、事件を執拗に調査したり、或いは事件の再審理に向けて必死に当局の説得を試みるなどして最終的に成功した。

一六件において、同情的な市民が被告人の援助に努めた。一九〇七年のスカイラー (John Schuyler) の場合がそうであった。最近の、この種の最もドラマティックな事例としては、一九七三年のコネティカット州のものがある。それは、青年ライリー (Peter Reilly) が母親の死に関し故殺で有罪となった事件である。脚本家アーサー・ミラーと小説家ウィリアム・スタイロンの、よく知られた奮闘がなかったならば、ライリーの汚名がそがれるのはかなり遅れたかもしれない——あるいは、汚名がそがれることはなかったかもしれない¹³⁵。さらに神学生が有罪となった事件に疑問を抱き、何カ月もの間無実の被告人の罪を晴らすために尽力した事例もある。

無実の者に援助の手を差しのべる人は、実に多彩である。次のような事例がある。即ち、ボランティアの弁護士と数人の市民が一緒になって一人の被告人を自由の身にした。また、審理陪審の陪審長が再考の後、被害者の兄弟と一緒にになって、誤って有罪となった被告人の汚名をそそぐのに貢献した。さらに、強姦で誤って有罪となったうえ、死刑を宣告された三人の貧乏な被告人のために組織された弁護委員会が最終的に被告人の釈放に成功した。またさらに、被害者の母親は、無実の者が自分の息子の殺害のかどで有罪となったと確信していた。

少なくとも二つの事件をめぐる話は、信じ難いものである。即ち、ロスアンゼルスのある男性が死刑囚監房にいる二人の気落ちしたルイジアナ州の既決囚の出した新聞広告を読んだ。また、ある女性が新聞記事を読んだ時に、数人を殺害し、さらに別の者を「合法的に」殺すつもりだと、ほんの数日前に彼女に告げた——と彼女の主張する——男性の写真に気付いて、当局に連絡した。これによって、執行予定日の三日前に無実の男性の汚名がそがれた。

「ニューヨーク・タイムズ」の調査員は、一九七三年に、ライリー (Peter Reilly) が最終的に無罪になった事件

の真相を解明するうえで重要な役割を果たした。これと同様に、新聞と雑誌が、無実の死刑囚のために探偵の仕事をした事例は三七あり、そのほとんどは、一九二一、三十年のものである。記録によれば、一人の記者——「マイアミ・ヘラルド」のミラー (Gene Miller) ——の探偵の仕事は、二つの異なる事件において誤って有罪となった四人の被告人の釈放に貢献した。アメリカの新聞記者、スキヤドゥト (Anthony Scaduto) は、一九七〇年代に、そしてイギリスの作家であり、テレビのコメンテーターであるケネディー (Ludovic Kennedy) は、一九八〇年代に、各々、一九三五年に処刑されたハウプトマン (Bruno Richard Hauptmann) の無実を立証する証拠を、広範な調査を通じて収集し、整理した。二つの重要な事件において、ジャーナリストの調査とそれに基づく記事によって、無実の者が処刑されたことが明らかになった。¹³⁶しかし、ほとんどの場合において、新聞の探偵行為による誤判の解明は、その新聞の紙面以外では、ほとんど、あるいは全く知られることはなかった。

重罪についての誤判の調査と解明に専念する小人数のグループ——「ザ・コート・オブ・ラスト・リゾート」 (The Court of Last Resort) ——の尽力により、一二件において無罪証拠が発見された。これまでのところ、このグループは、裁判上の誤りを調査し、新たに発見された証拠が有罪とされた被告人に圧倒的に有利に思われる場合には、当局に働きかけてその証拠に基づいた行動をさせることだけを目的として設立された——公的あるいは私的を問わず——唯一のグループであるように思われる。¹³⁷このグループがかかわった事件は、冤罪が晴れた原因について十分な説明がなされ——そして効果的に冤罪を晴らすうえでの障害について非常に説得力を以て語られる事件である。

最後に、一三四件——全体の三分の一以上——においては、誤判の発見をもたらした特定の人物やグループを示すことはできない。これは、一つには、事件に関心をもち、この関心を持続し、そして関与するという、誤判の発見に至った舞台裏の話しが判例集を見ても分からないのが一般的だからである。極めて詳細な記録が残っているのは、

我々の目録のなかで最も有名な事件だけである。それ以外については（本が著された幾つかの事件についてさえ）いかにして誤判が発生し、発見され、或いは是正されたかという重要な問題に対する回答はない。多くの被告人の無実の証明は、後世の歴史家のために記録が留められることのなかった人物若しくは人々の尽力のおかげである。誤りが明々白々であった事件を含めて、幸運の女神（Lady Luck）は、唯一確認できる関与者である。

表7において要約され、そして右に論じられたデータから学ぶべき教訓があるだろうか。あると信ずる。即ち、無実の被告人の汚名がそがれる一般的または典型的道筋はなく、また罪が晴れるとしても必ずしも被告人のためになる時とは限らない。刑事司法制度は、一旦有罪が宣告されると事実に関する広範な誤りについて自らの判断を精査することを予定していない。我々のデータによれば、刑事司法制度のなかにいる者が誤判の是正に決定的な役割を果たすことは稀である。刑事司法制度の関係者がかかわるときでも、その者達は、手のあいているときに、公的な支援や激励を受けずに活動することが多い。はるかに一般的で、重要なのは、刑事司法制度の周辺にいる人や全くの部外者の努力である。非常に多くの誤判の解明において偶然が介在することと幸運が必要とされることの極めて多いことは、誤って有罪となった者のうちのほんの一部の者だけが最終的にその汚名をそぐことのできることを暗示している。

我々の事例の説明と表7の結果を読む者のなかには、誤って、こうしたデータにより「この制度が機能している」ことが証明されていると主張する者がいるかもしれない。確かに、多くの無実の被告人は、その自由を獲得するためにこの制度、特に上訴裁判所を利用した。しかし、大半の事件では、被告人は、この制度の故に（because）ではなく、この制度にもかかわらず（in spite of）冤罪が晴れた。この制度は、せいぜいのところ汚名をそぐための道とフォーラムを提供するにとどまって、それを促進するものではない。誤判の被害者のほとんどは、有罪となった他の重罪の被告人と同様に有罪を回避するためにその全財産を使い果たしている。一旦有罪となって収監されると、彼らのために闘いを継続する意思があり、或いはそれが可能な弁護士がつくことはほとんどない。手短かに言えば、我々のデータ

表8 被告人の実際に服した刑

	事件数 (総数 350)	パーセント
1. 拘禁後釈放された事件	315	90.0
5年以下の拘禁後釈放	187	53.4
6年以上10年以下の拘禁後釈放	65	18.6
11年以上15年以下の拘禁後釈放	24	6.9
16年以上の拘禁後釈放	39	11.1
2. 拘禁が解かれなかった事件	31	8.9
拘禁中に死亡	8	2.3
処刑	23	6.6
3. 不明	4	1.1

が教える教訓は、誤って有罪になったとはいえ、最終的に名誉が回復されたこれら少数の被告人は、いかに幸運であったかということである。こうした事例により「制度が機能している」ことが判明すると考えることは、一旦被告人が有罪になると、被告人が頼ったり、本質的な誤りを証明し、是正するために当てにしたりすることのできる制度 (system) が存在しないことを無視するものである。有罪となった被告人は、裁判での手続上の誤りや新たに発見された証拠に基づいて上訴をすることができ、有罪・無罪の事実問題を理由に上訴をすることはできない。このため、誤って有罪となったほとんどの被告人には、汚名をそそぐ上で頼るべき所はない。

表8では、誤判であることが認められて正されるまでに被告人が刑務所で過ごした全期間を尺度として用いて、三五〇の事件での誤判による苦痛を概観する。その半数を超える一八七件において、誤判は、有罪の宣告から五年以内に正された。しかし、十分の一強の事件 (三九件) において、誤判が正されたのは、無実の被告人が十五年以上拘禁された後であった。¹³⁸最も広く知られた事件の一つに、ツィーマーマン (Isidore Zimmerman) の事件があるが、彼は、最初、死刑の宣告を受け、ニューヨークの刑務所で二十四年間拘禁された後に釈放され、汚名がそそがれ、そして最終的に補償金の支払を受けた——一九八三年に死去する四カ月前のことであっ

表9 処刑間近だった事件 (総数 22)*

有罪言渡の年	被告人	処刑の切迫度
1901	J. B. Brown	絞首台上
1907	Zajicek	3 日前
1907	Sherman	数日前
1915	Stielow	電気椅子に固定
1925	Larkman	10時間前
1925	Reno	7 時間前
1926	Vargas	髪の毛がそられる
1927	Cero	4 時間前
1927	Weaver	数日前
1931	Hollins	30時間前
1932	Langley	25分前
1933	Bernstein	数分以内
1936	Jones	5 時間前
1937	Zimmerman	2 時間前
1942	Wellman	電気椅子に着席
1949	Irvin	2 日前
1950	Bailey	2 日前
1953	Morris	3 日前
1953	Labat & Poret	3 時間前
1956	Miller	7 時間前
1957	Bundy	3 日前

*処刑予定時刻まで残り72時間以内のところで執行が停止された事件

た。また、三一件において、誤判は、被告人の生前には正されなかった。即ち、二三人の被告人は、誤って処刑され、八人は、刑務所で死亡した。

表9では、間一髪のところまで救済された二二件——危うく処刑が実行されるところであったが、一日か二日前に回避された事件やなかには、処刑までほんの数時間しか余っていなかった事件もある——にスポットライトをあてる。このうちの八件では、処刑まで二時間か或いはそれ以下の時間的余裕しかなかった。一九一五年のステイロウ (Charles Stielow) と一九四二年のウェルマン (William Wellman) は、最も処刑が切迫した事例であった。両者とも、救済のために知事の発した刑の執行停止状 (reprieve) が到着したときには、電気椅子に縛り付けられていた。⁽³⁸⁾

注

- (134) 誤って有罪となった被告人の自由を獲得するための費用は、安くはない。費用の程度が事件によって様々であるのは間違いない。これこそ典型的だといえる事例はない。四人の被告人のかかわる最近の一事例では、その調査に五万ドルから七万五千ドルかかった」と新聞は報じた。 *Capital Punishment: Hearings Before the Senate Judiciary Committee on S. 114*, 97th Cong., 1st Sess. 720 (1981) 参照。
- (135) ニュージャージー州においてエドガー・スミス (Edger Smith) は一九六〇年代に死刑囚として何年もの間無実を訴え、有名人の支持を獲得し、そして釈放されたが、新たな事件を引き起こして有罪となった上、その後、前の事件での罪を認め、Bedau, *supra* note 29, at 238 参照。
- (136) コー (William Bradford Huie) は一九三七年のロリンズ (Roosevelt Collins) 事件での誤りを究明した。 Huie, *The South Kills Another Negro*, in *THE DEATH PENALTY* 85-91 (E. McGehee & W. Hildebrand eds. 1964) (reprinted from *THE AMERICAN MERCURY* (1943). また、ロマン (Carl Rowan) は一九四五年のマギー (Willie McGee) 事件の誤りを究明した。 C. ROWAN, *SOUTH OF FREEDOM* 174-92 (1952).
- (137) 神学校の学生だった頃サントス (De Los Santos) 事件に関心を持ったマクロスキー (James McCloskey) は、現在、かなりの重罪事件での誤判を調査するために、ニュージャージー州、プリンストンに小さな組織体 (Centurian Ministries) を作った。次のもの参照。 Hammer, *Prison Samaritan Jim McCloskey Wins Freedom For an Innocent Man*, *PEOPLE*, Nov. 24, 1986, at 63; *Minister Fights to Free the Innocent*, *N.Y. Times*, Nov. 9, 1986, at 44, col. 1.
- (138) 仮釈放 (parole) や恩赦による減刑 (commutation) を受けたり、この申請をしたりすると、暗黙のうちに有罪を承認したことになると思う、と公言して、これを拒否した被告人は、我々の目録に五人いる。
- (139) 我々の目録に収められてはいないが、刑の執行停止状が到着しなかったり、到着しても遅すぎた事例がある。即ち、カリフォルニア州でグリフィン (Rush Griffin) の死刑の執行停止を求める書面は、絞首刑の執行された三日後に州最高裁判所に送付された。 *San Francisco Chron.*, Apr. 10, 1935, at 1, col. 7 参照。この二年後同じカリフォルニア州でリーガン (Joseph Regan) に対する刑の執行停止状は、処刑の二分後に刑務所に到着した。 C. DUFFY, 88 *MEN AND 2 WOMEN* 75-76 (1962) 参照。一九五七年、アボット (Burton Abbott) の巻き込まれた、やはりカリフォルニア州の三日目の事件では、ガスのガスが放出された直後に州知事の秘書官が刑務所長に執行停止する旨伝えた。 B. ESHELLMAN, *supra* note 115 at 184-85 参照。これまでに、これらの被告人の無実を信じて処刑後に調査が行なわれたことがあるとは聞いていない。

八 無実の者の処刑

表10の示すように、我々の目録には無実にもかかわらず処刑された、と我々の信ずる三三人の事例が含まれている。年代的に、これらの事例は、非常にばらついている。即ち、四件以外は、この研究の対象とする期間の前半（即ち、一九四三年以前）に起こり、そして、ほぼ半数（二〇件）は、最初の四半期（即ち、一九二二年以前）に起こっている。

このような数字から無実の者の処刑という実態は、年の経過とともに減少していると推論したくなるかもしれない。しかしこの誘惑に負けてはいけない。けだし、誤判によって処刑された人の絶対数が単に減少したということは、ほんの僅かなことしか告げないからである。傾向を読み取るためには、誤判によって処刑された人の割合が一定の期間にわたって変化したかどうか確かめる必要がある。一九〇〇年から一九四二年の間にアメリカで法律に基づき執行された推定五二二九人の処刑¹⁴⁰のなかで、一九件の誤った処刑は、全体の〇・三六%を構成する。一九四三年から一九八五年の間の一八六三人の処刑¹⁴¹のなかで、四件の誤った処刑は、全体の〇・二二%を構成し、おおまかに言って前期の割合より三分の一減っている。一九〇〇年から一九二二年の間の推定二四六五件の処刑¹⁴²のうち一〇件は誤っており、全体の〇・四〇%——これは、一九〇〇—四二年の期間よりもほんの少し多く、一九四三—八五年の期間のほぼ二倍——を構成する。こうした割合の差異は、極めて小さいのであるから、傾向を推論するに際しては、注意したほうがよいと忠告したい。加えて、我々は、存在する全てのの証拠を斟酌して今世紀中の七〇〇〇件を超える処刑の全てに検討を加えたわけではないし——またこれは他の誰も行っていない——ことを繰り返し述べなければならぬ。これが行われない以上、無実の者の処刑における傾向について述べることは、愚かなことである。

表10 誤った処刑 (総数 23)

有罪言渡の年	法域	被告人
1905	アラバマ	Garner
1905	マサチューセッツ	Tucker
1907	ネブラスカ	Shumway
1912	ニューヨーク	Becker & Cirofici
1915	ユタ	Hill
1915	ニューヨーク	Bambrick
1917	アラバマ	Sanders
1919	テネシー	Mays
1920	ニュージャージー	Lamble
1921	マサチューセッツ	Sacco & Vanzetti
1929	ニューヨーク	Grzechowiak & Rybarczyk
1935	ニュージャージー	Hauptmann
1936	ニューヨーク	Appelgate
1937	ニューヨーク	Wing
1937	アラバマ	Collins
1938	ニューヨーク	Sberna
1945	ミシシッピ	McGee
1945	フロリダ	Anderson
1960	フロリダ	Dawson
1974	フロリダ	Adams

事件は、その知名度に応じて三つのグループに分けることもできる。三つの事件——ヒル(Hill)、サッコ＝バンゼッティ(Sacco and Vanzetti)、ハウプトマン(Hauptmann)——は、今世紀において最も盛んに論議された死刑事件である。いずれもよく知られた名前であり、処刑日には処刑を招いた誤判の悲劇と刑事司法制度の不正義に抗議する数千人もの人々が集まった。黒人の被告人の巻き込まれた若干の事件——コリンズ(Collins)、マギー(McGee)、ドーンソン(Dawson)、メイズ(Mays)——については、地域で評判になったり、指導的なジャーナリストが死刑執行後に論評したために、犯罪や裁判が行われた町にとどまらずより広く人々に知られた。しかし、ほとんどの事件は、全く知られていなかった。多くは、人の注意を引くこともなく埋もれており、我々のファイルには僅かな資料しかない。この理由は、明らかでない。二、三十年代の頃までに見られた死刑

に対する一般的寛大さ、被告人の社会的地位の低さおよび有罪宣告後に法定内外で活発な訴えかけのなかったことが、こうした事件の記録が少ない理由の一端であるのは疑いない。

こうした事件における誤判の判定のための証拠は、当然、多くの人々にとって関心があると思われるが、報告できるものは、ほんの僅かな人しか満足させることはできないであろう。有名な事件で依拠したのは、誤判が間違いなく生じたと我々の納得できる調査結果を出した研究者の判断である。しかし、ここで述べることは、こうした事件の各々について今なお続く論争を下火にしないであろう。有名でない事件においては、真剣に考慮するに値すると思われる公務員の意見に完全に拠っているものもある。しかしながら、このような事件では、第三者の関与若しくは真犯人の自白、いわんや無実の者が処刑されたことを認める公的な行為は存在しない。既に述べたように、表10に記載されている事件のいずれにおいても処刑された人が無実であったことを認める州の行為はない。¹⁴⁸三件では第三者の関与が指摘されており、証拠を勘案するとこの第三者が真犯人であったと思われる。しかし、こうした事件のいずれにおいてもこの第三者が逮捕されたり、起訴されたり、或は有罪判決を言渡されたりしたことはない。六件においては、処刑された人の有罪判決よりも第三者の自白の方が犯罪行為について信頼できる証拠のように思われる。しかしやはり、この自白した第三者は、逮捕されることも、起訴されることも、有罪を言渡されることもなかった。問題となる自白を処刑の差し迫った共同被告人がした事例も幾つかある。重大な容疑のなかった人が死の間際に自白した事例もあった。メイブズ的事件だけは、当局にその気があれば後に自白した者を起訴できたように思われる。もっともそうしなかったのであるが。

注

- (140) W. BOWERS, LEGAL HOMICIDE: DEATH AS A PUNISHMENT IN AMERICA, 1864-1982, at 54 (1984) (Table 2-3) 参照。一九三〇年以前の正確な処刑件数はしかめない。一九三〇年以前の推定数の議論については *id.* at 52-54 参照。
- (141) 次のものを参照。NAACP LEGAL DEFENSE AND EDUCATION FUND, INC., *supra* note 68: U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE, CAPITAL PUNISHMENT, 1983, at 10 (1984) (Table 1).
- (142) W. BOWERS, *supra* note 140, at 54.
- (143) 下記の近き事件は、シヨージア州の——リンチだちの殺された——フランク (Leo Frank) 事件とマサチューセッツ州の——処刑された——サッコ・バンゼッティ (Sacco and Vanzetti) 事件がある。一九八六年に、シヨージア州の恩赦委員会は、フランクに死後恩赦を与えた。フランクは無実であったという考えに基づいて恩赦が与えられたと受けとられるのを避けるために慎重に言葉が選ばれた。
- 一九七七年、マサチューセッツ州知事デュカキス (Dukakis) は、サッコ・バンゼッティの処刑の十五周年記念日に「告示」(proclamation) を発した。Proclamation of the Governor of Massachusetts (July 19, 1977), reprinted in EXECUTIVE DEPARTMENT OF MASSACHUSETTS, REPORT TO THE GOVERNOR IN THE MATTER OF SACCO AND VANZETTI (1977) 参照。しかし、知事は、処刑後の証拠により二人の男性の無実が判明した旨の宣言をすることを慎重に避けた。代わりに、告示では、裁判を通して法定の内外ではびびっていた「外国人に対する偏見と異端的な政治的見解に対する敵意」並びに死刑事件に対する当時の上訴審での審査範囲の制限の非を批判し、処刑された男性達の名に冠せられた如何なる「恥辱も、不名誉も」「永遠に取り除かれる」とだけ宣言した。W. YOUNG & D. KAISER, *supra* note 129 at 3-4. 告示が発せられた数日後、知事の行為を非難する法案が州議会に提出された。この決議案は、票決に付されなかった。Mass. Senate J., Aug. 1, 1977, at 1165 参照。
- さらに四件(そのうち二件は有名であるが、いずれも我々の目録には含まれていない)において、無実の者が処刑されたことを理由に死後恩赦が与えられた。一八九三年、イリノイ州では、州知事アルトゲルト (Altgeld) は、ハイマーケット (Haymarket) 事件の三人の被告人に恩赦を与えたが、それは、共同被告人のうち四人が絞首刑に処せられてから六年後のことであった。この事件の八人目の被告人は、予定された処刑の直前に自ら命を断った。アルトゲルトは、八人全員が「誤って有罪とされ、その犯罪につき無実であった……」ことを理由に恩赦を発した。P. AVRICH, THE HAYMARKET TRAGEDY 423 (1984). 一九五〇年に、イギリスでエバンス (Timothy John Evans) は、実際には家主のクリスティー

(John Reginald Christie) の犯した犯罪で絞首刑に処せられた。L. KENNEDY, *supra* note 8 参照。一九六六年、エリザベス女王は、エバンスに完全な恩赦を与えた。 *British Pardons Men Hanged in '50*, *supra* note 9, at 19, col. 3 参照。

一九八四年、マサチューセッツ州のデュカキス知事は、一八〇六年に処刑されたハリーガン (James Halligan) とトインリー (Dominic Daley) の名誉を回復する告示を発した。この事件では、後に、別の男性が自白した。 *Boston Globe*, Mar. 19, 1984, at 16, col. 6。一九八六年、ケリー知事とネブラスカ州恩赦委員会は、マリオン (William Jackson Marion) の処刑一〇〇周年記念日にあたる一九八七年三月二十五日付けでマリオンに死後恩赦を与えた。処刑の四年後にマリオンの殺人の被害者と考えられた人が生存しているのが判明していた。 *Nebraska Board of Pardons Report* (Dec. 12, 1986)。

※ 本誌は、Hugo Adam Bedau and Michael L. Radelet, "Miscarriages of Justice in Potentially Capital Cases", 40. *Stanford Law Review* 21 (1987) の翻訳による。